

定例監査の結果

1 監査の期間

平成28年 1月 25日から平成28年 2月16日

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部都市計画課、公園緑地課及び建築課

(2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成27年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 都市計画課

なし

(2) 公園緑地課

ア 契約事務において、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 社会資本整備総合交付金及び市町村土木事業費補助金について、交付金又は補助金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

ウ 再任用短時間勤務職員における週休日の振替をした際の時間外勤務手当の支給事務について、西尾市職員の給与に関する条例に規定されている勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。

(3) 建築課

- ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- (ア) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除に関する根拠条文が明記されていないものや1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。
- (イ) 50万円を超える契約において予定価格が定められていないものがあった。
- (ウ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項の記載のないものがあった。
- イ 決裁された契約書（案）と実際の契約書とで契約金額や記載された消費税額が異なるものがあった。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。
- ウ 社会資本整備総合交付金及び愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金について、交付金又は補助金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。
- エ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の積算誤りにより、時間外勤務手当を誤って支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。
- オ 職員の週休日の勤務について、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩時間を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。